

諮問番号：平成 23 年度諮問第 1 号

答 申

第 1 審査会の結論

異議申立人（以下「申立人」という。）からの情報公開請求に対して墨田区長（以下「諮問庁」という。）が行った非公開決定処分は妥当である。

第 2 異議申立て及び諮問の経緯

- 1 申立人は、平成 23 年 2 月 3 日付けで諮問庁に対し、墨田区情報公開条例（平成 13 年条例第 3 号。以下「区情報公開条例」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づき、「北斎作と言われているエビ（漢字）図の実物」について閲覧を求める情報公開請求を行った。
- 2 諮問庁は、平成 23 年 2 月 17 日付けで、「区政情報非公開決定通知書」を申立人に送付した。
- 3 申立人は、平成 23 年 4 月 16 日付けで当該処分を不服とする異議申立書を郵送し、平成 23 年 4 月 22 日付けで諮問庁に受理された。
- 4 本件異議申立ての取扱いについて、区情報公開条例第 17 条の規定に基づき、平成 23 年 5 月 23 日付けで諮問庁から当審査会に諮問があった。

第 3 申立人の主張

申立人は、異議申立書及び意見書により次のことを主張し、「北斎作と言われているエビ（漢字）図の実物」について、申立人が

行った閲覧請求に対する諮問庁の非公開決定処分の取消しを求めている。

1 異議申立ての趣旨

諮問庁が平成 23 年 2 月 17 日付け 22 墨活文第 578 号で申立人に対して行った区政情報非公開決定処分の取消しを求める。

2 異議申立ての理由

区情報公開条例第 2 条第 2 号イに該当しないため。施設には建設反対意見も多く、未決定。よって施設に属しているとは言えない。

3 諮問庁の理由説明書に対する意見書

諮問庁は、理由説明書において公開しないこととした理由を翻している。理由説明書中に「区公開条例第 2 条第 2 号イの施設に該当することはないが、・・・。」と記載している。

第 4 諮問庁の説明要旨

諮問庁は、理由説明書、口頭による説明及び補充理由説明書により、本件異議申立てに係る区政情報非公開決定処分には何ら違法又は不当な点はないと主張している。その内容は、次のように要約される。

1 区情報公開条例第 2 条第 2 号イ適用の妥当性

開設準備中のすみだ北斎美術館が区情報公開条例第 2 条第 2 号イの施設に該当することはないが、諮問庁は、非公開決定処分において、北斎作「海老図」がすみだ北斎美術館に保管されているため非公開としたわけではなく、この点で申立人の主張の前提は成立しない。諮問庁が非公開とした考え方は次のとおりである。

第1点目としては、当該公開請求の対象情報の開示は、区政の監視という区情報公開条例の本来の目的にそぐわないからである。

第2点目としては、貴重な資料（作品）の保存のため、適切な環境のもとでの情報開示が必要であるからである。

区情報公開条例第2条第2号イで、「歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別な管理がされているもの」が区政情報から除かれているのは、当該施設の目的に応じた管理方法や閲覧・貸出し等の利用方法が当該施設条例等で定められ、その定めに従った利用を行うべきであることによると解される。この趣旨を踏まえると、脆弱な浮世絵である本件公開請求の対象情報については、適切な環境（例：美術館内の特別閲覧室）のもとでの開示が求められる。

よって、区情報公開条例第2条第2号イに適合するか否かについては、開設している美術館等の施設で保管されていることを形式的に要件とするのは妥当ではなく、資料の保管等の状況に鑑み、実質的に判断すべきである。

本件情報公開請求の対象情報を含む「すみだ北斎美術館」資料として収集している作品群は、「浮世絵」と呼ばれ、天然染料を用いて制作されているものであるため、温湿度の変化や紫外線の影響を受けると褪色しやすく、きわめて脆弱な美術作品である。そのため、保管には、化学染料を用いている油絵作品等と比較してもより一層の慎重さが求められ、美術品保管に適した専用倉庫を借り上げて保管するなど美術品収蔵庫に近い保存スペースで細心の注意を払い管理しているところである。

2 倉庫保存期間中における公開が困難である理由

特別観覧が可能となるのは、あくまで美術館として開館し、設備・スタッフなど公開の態勢が整えられたうえでのことであって、開館に向けて準備を進めている中、個々の特別観覧に対応できる段階ではない。

また、本件資料を保管している専用倉庫は、公開に必要な環境条件（職員立会いのもとで安全に資料を広げられるスペースの確保及び紫外線除去照明装置の設置等）が整っている場所ではない。

したがって、現在の保管場所での公開は不可能である。

3 すみだ北斎美術館の建設について

「すみだ北斎美術館」は、平成元年３月に墨田区基本計画の計画事業として定め、直近の墨田区基本計画（平成１８年３月策定）においてもリーディングプロジェクトの一つに位置づけて開設準備を進めているところである。異議申立ての理由に記載されている「施設には反対意見も多く未決定」という主張は、申立人の主観又は誤解である。

第５ 審査会の判断

1 区情報公開条例第２条第２号イの適用の可否

本件異議申立てに係る区政情報公開請求の非公開決定処分について、諮問庁が非公開の理由とする区情報公開条例第２条第２号イの適用について検討する。

区情報公開条例第２条第２号イは、「墨田区立の図書館、郷土文化資料館その他これらに類する施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別な管理がなされているもの」については、情報公開の対象となる区政情報

から除外している。その趣旨は、歴史や文化、学術研究といった観点から、その資料的価値に着目して保有されているものについては、管理・保管に細心の注意が払われており、これを閲覧に供することによって対象資料が汚損したりすることを避けるため、特別な管理のもとに公開する必要があることによるものと解される。

本件対象資料は、「すみだ北斎美術館」に収蔵する目的で、すみだ北斎美術館資料収集委員会及び同調査委員会での調査検討を経て、平成 20 年に区が取得したものであり、区民にとって重要な文化財である。諮問庁によれば、本件対象資料は、天然染料を用いて作成された肉筆画であり、温湿度の変化や紫外線の影響を受け易いとされており、これを公開とした場合、区民の貴重な財産を保全するためにも、厳重に管理された環境下での公開が必要とされる。

現時点において、「すみだ北斎美術館」は開設が確実に予定されており、本件対象資料は、厳重な管理のもとで保管されているところである。

これらの事情を総合的に判断すると、本件対象資料は、墨田区立の図書館、郷土文化資料館その他これらに類する施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別な管理がなされているものであると認められ、区情報公開条例第 2 条第 2 号イの規定に該当する。

なお、「区民の知る権利の保障」という見地からすれば、区の保有する資料は、できるだけ区民に公開すべきであることはいうまでもなく、当審査会としても、本件対象資料について、適切な方法で閲覧が可能であれば、出来る限り公開して閲覧に

供すべきであるとする。

2 結論

本件非公開決定処分については、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 6 審査の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査した。

平成 23 年 5 月 23 日 ・諮問

平成 23 年 6 月 8 日 ・諮問庁から理由説明書を収受

平成 23 年 6 月 22 日 ・申立人から意見書を収受

平成 23 年 7 月 1 日 (第 1 回審査会)

・諮問庁から口頭による説明を聴取

・審査

平成 23 年 8 月 5 日 (第 2 回審査会)

・審査

平成 23 年 9 月 7 日 ・諮問庁から補充理由説明書を収受

平成 23 年 9 月 20 日 (第 3 回審査会)

・審査

平成 23 年 11 月 7 日 ・答申確定

(答申に関与した委員の氏名)

磯野弥生、安達和志、阿部博道、木ノ内建造、高畠敏秀